

○経済産業省告示第百六十七号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）その他の関係法令の規定に基づき、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十二月二十一日

経済産業大臣 齋藤 健

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示

（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部改正）

第一条 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(表示の方式)

第一条 「略」

2 規則第十条第五項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、規則第十条第

(表示の方式)

第一条 「略」

2 規則第十条第五項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、規則第十条第

一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式

イ 一 「略」

ホ 自動車又は二輪自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三（低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の四）に定める車載容器総括証票（自動車登録

一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式

イ 一 「略」

ホ 自動車又は二輪自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三（低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の三、低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては様式第三の四）に定める車載容器総括証票を燃料充填口

規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六

条の十六第二号の規定により交付を受けた

登録識別情報等通知書又は道路運送車両法

第六十九条第四項の規定により交付を受け

た自動車検査証返納証明書に記載された有

効期間を満了する日を確認できるものにあ

つては、道路運送車両の保安基準の細目を

定める告示（平成十四年国土交通省告示第

六百十九号）様式第3の2又は様式第6の

2から様式第6の4までに定める車載容器

総括証票）を燃料充填口近傍へ貼付するこ

と。

近傍へ貼付すること。

へ
「略」

へ
「略」

四 「略」

3 「略」

(検査設備の基準)

第三十一条 「略」

2・3 「略」

4 規則第三十三条第七号の告示で定める基準（

圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素

自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃

料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用

容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査す

る検査設備に係るものに限る。）は、次の各号

に定めるものとする。

四 「略」

3 「略」

(検査設備の基準)

第三十一条 「略」

2・3 「略」

4 規則第三十三条第七号の告示で定める基準（

圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素

自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃

料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用

容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査す

る検査設備に係るものに限る。）は、次の各号

に定めるものとする。

一・二 「略」

- 三 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備は、スケール（日本産業規格 B 7 5 1 6 (1987) 金属製直尺の一級に適合するものに限る。）、ノギス（日本産業規格 B 7 5 0 7 (1993) ノギスに適合するものに限る。）、デプスゲージ（日本産業規格 B 7 5 1 8 (1993) デプスゲージに適合する最小読み取り目盛〇・〇二ミリメートル以下のものに限る。）及び拡大鏡又はこれらと同等以上の効果を有するものとする。

- 四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

- 三 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備は、スケール（日本工業規格 B 7 5 1 6 (1987) 金属製直尺の一級に適合するものに限る。）、ノギス（日本工業規格 B 7 5 0 7 (1993) ノギスに適合するものに限る。）、デプスゲージ（日本工業規格 B 7 5 1 8 (1993) デプスゲージに適合する最小読み取り目盛〇・〇二ミリメートル以下のものに限る。）及び拡大鏡とする。

- 四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

<p>イハ 「略」</p> <p>ニ 最高充填圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であつて、<u>日本産業規格B7505-1（2007）アネロイド型圧力計―第一部・ブルドン管圧力計に適合しているもの又はこれと同等以上の効果を有するもの</u></p> <p>五 「略」</p> <p>58 「略」</p>	<p>イハ 「略」</p> <p>ニ 最高充填圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であつて、<u>日本工業規格B7505-1（2007）アネロイド型圧力計―第一部・ブルドン管圧力計に適合しているもの</u></p> <p>五 「略」</p> <p>58 「略」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第六十六條の四の規定に基づく研修に関する告示</p>	

を定める件の一部改正)

第二条 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）第六十六條の四各項各号の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第四百二十六号（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第六十六條の四の規定に基づく研修に関する告示を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（研修科目、範囲及び時間）</p> <p>第二条 省令第六十六條の四第一項各号（第四号の二を除く。）の経済産業大臣が定める研修は</p>	<p>（研修科目、範囲及び時間）</p> <p>第二条 省令第六十六條の四第一項各号の経済産業大臣が定める研修は、次の表の上欄に掲げる</p>

、次の表の上欄に掲げる指定の区分に応じて、
それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定の区分	一 省令第 六十六 条の二 第一 項第一 号及び 第四 号の二 に規定 する 区分
修	〔略〕

指定の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲
げるとおりとする。

指定の区分	一 省令第 六十六 条の二 第一 項第一 号に規 定す る区 分
修	〔略〕

四 省令第	三 〔略〕	二 省令第 六十六 条 の二第 一 項第二 号 及び第 四 号の三 に 規定す る 区分
別表第四に掲げる研修であつ	〔略〕	〔略〕

四 省令第	三 〔略〕	二 省令第 六十六 条 の二第 一 項第二 号 に規定 す る 区分
別表第四に掲げる研修であつ	〔略〕	〔略〕

六十六條	て、協会又は検査組織等調査機
の二第一	関（同表第一号及び第四号の科
項第四号	目の研修にあつては、検査組織
に規定す	等調査機関としての指定を受け
る区分	ようとする者を含む。）が行う
	もの。ただし、次の各号に掲げ
	る者にあつては、それぞれ当該
	各号に掲げる科目の研修を受け
	ることを要しない。
	一 「略」
	二 現に省令第六十六條の二第
	一項第二号の区分に係る統括
	検査組織等調査員として選任

六十六條	て、協会又は検査組織等調査機
の二第一	関（同表第一号及び第四号の科
項第四号	目の研修にあつては、検査組織
に規定す	等調査機関としての指定を受け
る区分	ようとする者を含む。）が行う
	もの。ただし、次の各号に掲げ
	る者にあつては、それぞれ当該
	各号に掲げる科目の研修を受け
	ることを要しない。
	一 「略」
	二 現に省令第六十六條の二第
	一項第四号の区分に係る統括
	検査組織等調査員として選任

五・六 「略」	
「略」	<p>されている者 同表第一号、 第二号及び第三号の科目 三 「略」</p>

第三条 省令第六十六条の四第二項各号（第四号の二を除く。）の経済産業大臣が定める研修は、次の表に掲げる研修であつて、検査組織等調査機関が行うものとする。ただし、現に省令第六十六条の二各号に規定するいずれかの区分の検査組織等調査員として選任されている者が、

五・六 「略」	
「略」	<p>されている者 同表第一号、 第二号及び第三号の科目 三 「略」</p>

第三条 省令第六十六条の四第二項各号の経済産業大臣が定める研修は、次の表に掲げる研修であつて、検査組織等調査機関が行うものとする。ただし、現に省令第六十六条の二各号に規定するいずれかの区分の検査組織等調査員として選任されている者が、同条各号に掲げる他の

同条各号に掲げる他の区分の検査組織等調査員を兼務しようとするときは、改めて当該研修を受けることを要しない。

区分の検査組織等調査員を兼務しようとするときは、改めて当該研修を受けることを要しない。

備考 表中の「」は注記である。

(高压ガス保安法に係る印紙をもつて納付することができる手数料を定める件の一部改正)

第三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百十二号)第一条ただし書の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第八百八十七号(高压ガス保安法に係る印紙をもつて納付することができる手数料を定める件)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	<p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>法第三十五条第一項第二号の認定又はその更新に関する手数料</p> <p style="text-align: center;">法第三十九条の十三の認定又はその更新に関する手数料</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>法第三十五条第一項第二号の認定又はその更新に関する手数料</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p>

備考 表中の「」は注記である。

（国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部改正）

第四条 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

(平成二十八年経済産業省告示第百八十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(表示の方式)</p> <p>第二十六条 規則第七条第一項第二号の経済産業大臣が定める方式は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 「略」</p>	<p>(表示の方式)</p> <p>第二十六条 規則第七条第一項第二号の経済産業大臣が定める方式は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 「略」</p>

三 自動車に装置した国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間を満了する日を確認できるものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土

三 自動車に装置した国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票を燃料充填口近傍へ貼付すること。

交通省告示第六百十九号) 様式第3に定める
車載容器総括証票) を燃料充填口近傍へ貼付
すること。

四 自動車に装置した国際相互承認液化天然ガ
ス自動車燃料装置用容器にあつては、はがれ
るおそれのない様式第四に定める車載容器総
括票(自動車登録規則第六条の十六第二号の
規定により交付を受けた登録識別情報等通知
書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規
定により交付を受けた自動車検査証返納証明
書に記載された有効期間を満了する日を確認
できるものについては、道路運送車両の保安
基準の細目を定める告示様式第3に定める車

四 自動車に装置した国際相互承認液化天然ガ
ス自動車燃料装置用容器にあつては、はがれ
るおそれのない様式第四に定める車載容器総
括証票を燃料充填口近傍へ貼付すること。

載容器総括証票)を燃料充填口近傍へ貼付す

ること。

五 「略」

(検査設備の基準)

第五十六条 規則第二十四条第三号の経済産業大

臣が定める基準(容器を再検査する検査設備に係るものに限る。)は、次の各号に定めるものとする。

一・二 「略」

三 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための

設備は、スケール(日本産業規格JIS七五一六

(一九八七)金属製直尺の一級に適合するも

五 「略」

(検査設備の基準)

第五十六条 規則第二十四条第三号の経済産業大

臣が定める基準(容器を再検査する検査設備に係るものに限る。)は、次の各号に定めるものとする。

一・二 「略」

三 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための

設備は、スケール(日本工業規格JIS七五一六

(一九八七)金属製直尺の一級に適合するも

のに限る。)、ノギス(日本産業規格 ㊦七五〇七(一九九三)ノギスに適合するものに限る。)、デプスゲージ(日本産業規格 ㊦七五一八(一九九三)デプスゲージに適合する最小読み取り目盛〇・〇二ミリメートル以下のものに限る。)及び拡大鏡又はこれらと同等以上の効果を有するものとする。

四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ ㄱニ 「略」

ホ 最高充填圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であって、日本産業規格 ㊦七五〇五―一(二〇〇七) アネロイ

のに限る。)、ノギス(日本工業規格 ㊦七五〇七(一九九三)ノギスに適合するものに限る。)、デプスゲージ(日本工業規格 ㊦七五一八(一九九三)デプスゲージに適合する最小読み取り目盛〇・〇二ミリメートル以下のものに限る。)及び拡大鏡とする。

四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ ㄱニ 「略」

ホ 最高充填圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であって、日本工業規格 ㊦七五〇五―一(二〇〇七) アネロイ

<p>ド型圧力計―第一部…ブルドン管圧力計に 適合しているもの又はこれと同等以上の効 果を有するもの</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>ド型圧力計―第一部…ブルドン管圧力計に 適合しているもの</p> <p>2 〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この告示は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。